

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第9回理事会議事録

- 日時：平成23年12月18日（日）10:00～14:45
- 場所：八汐荘
- 出席（役員）：中野義勝、西平守孝、沖縄リーフチェック研究会（安部真理子）、エコガイドカフェ（猪澤也寸志）、NPO法人沖縄県ダイビング安全対策協議会（案納昭則）、環境省那覇自然環境事務所（小口陽介・若松佳紀）、グローイングコーラル（上原直）、泡瀬干潟を守る連絡会（桑江直哉）、有限会社コーラルクエスト（岡地賢）、後藤亜樹、NPO法人沖縄エコツーリズム推進協議会（平井和也）、WWF ジャパン（権田雅之、途中参加）
- 委任状：桜井国俊、八重山サンゴ礁保全協議会（吉田稔）、中谷誠治、鹿熊信一郎、県漁連（賀数基和）、具志堅 宗弘、自然保護課（富永千尋）
- 事務局：沖縄県環境生活部自然保護課（玉城正博・渡嘉敷彰）
- 運営委員：沖縄県環境科学センター（山川英治）
- 議事録署名人：案納昭則、平井和也

役員22名中、上記12名の出席者（会長、副会長、理事9名）および7名の委任状により、成立要件である理事の過半数を満たしたので成立、内容を協議し決定した。

【アンダーライン部分が理事会での決定事項】

（0）理事会の旅費支出について

- ・今回の理事会の旅費を支出すると、総会で承認された予算をオーバーする。そのため、以下の通り支出することが、承認された。

総会に提出された予算の中に、サウジアラムコからの寄付を受けた場合の運営費として100万円計上されており、その用途について理事会での承認を得ることを条件に総会で承認されている。この運営費の中から支出したい。

（1）事務局からの報告

①白石からの寄付について

- ・寄付金申込書は、領収書としては一定期間毎に作成する必要があるため、受け入れ書の金額部分には、実際の金額を記入して、一定期間毎に作成する。期間については、先方と相談する。会計上は毎月が妥当だと思われる。
- ・覚書第4条については、協議会の会計全体の報告ではなく、寄付金としていくらもらい、会計のどの部分（運営費など）に組み入れ、組み入れた先ではどのような活動をしているかを報告するように先方と調整する。
- ・寄付金の受け入れについては、今後も理事会で一つ一つ審議されるため、その都度寄付の条件と受け入れの効果などを総合的に判断していく。
- ・覚書の作成年等を修正する。

②平成 23 年度サウジアラムコ基金の委託経費について

- ・見積りの 1 年半の期間について質問があった。事業の期間が平成 24 年度末までなので、期間が 1 年半（18 ヶ月）となっている。
- ・平成 23 年度の助成額に対して、委託費が高いと思われるので、環境科学センターと金額について調整する。
- ・事務局として契約と支払いは平成 23 年度中に行う予定だが、支払い時期等について、環境科学センターと調整する。

③八重山サンゴ礁保全協議会への協賛について

- ・八重山サンゴ礁保全協議会へ以下の通り支出することが承認された。
 - 協賛金の金額：20 万円（運営委員会で決定）
 - 支払時期：理事会後
 - 経費の支出元：サウジアラムコからの寄付金のうち 100 万円を協議会運営費として計上しているため、その運営費から支出する。
- ・活動報告や録画した映像の公開方法など、協議会の広報活動と結びつけ効果的になるように工夫する。

④メールアドレスを持たない理事の対応について

- ・Fax にて内容を送信し、電話で確認する。資料などの送信内容が多い場合は、郵送する。
- ・「理事会の必要な議論を行うために、その環境を整えることは理事として努力すべきことである」という意見があった。

⑤その他

- ・具志川じんぶん館から『わたしのサンゴ礁』イメージ展の作品を展示してはという提案があった。今後事務局と調整する。
- ・第 3 回『わたしのサンゴ礁』イメージ展の審査結果が出た。その賞についての説明。支出はアジェンダ 21 の助成から支出する。募集を行う際に、賞品について効果的に広報できれば、応募数が増えると思われるので、今後検討する。
- ・以下の 2 点について、共催と後援を行ったことが報告された。

【共催】2011 年 11 月 6 日

日本サンゴ礁学会第 14 回大会 公開シンポジウム 「めざせ！ちゅら海一島人が取り組むサンゴ礁の保全・再生」

【後援】2011 年 12 月 8 日

「海洋博研究センター サンゴシンポジウム サンゴの移植⑥ 一有性生殖と無性生殖による種苗生産技術」

(2) 審査委員会からの提案

①協議会としての移植の考え方の検討について

- ・「協議会としての移植の考え方」を作成するに当たって、ワーキンググループで議論することが承認された。
- ・ワーキンググループには、助成審査のガイドラインや留意点を取りまとめ、審査基準と判断材料を作成してもらうことを付託することが承認された。
- ・ワーキンググループは以下のメンバーで構成されることが承認された。取りまとめ役を鹿熊理事にお願いし、メンバー構成についても、鹿熊理事の承認をもらう。
鹿熊理事、西平副会長、グローイングコーラル（上原）、安全対策協議会（横井か小菅）、漁業協同組合連合会（賀数）、自然保護課（富永）、エコガイドカフェ（猪澤）
- ・資料の図のガイドライン作成の大まかな流れには、「4. 案の修正」の後に「理事会での承認」が必要なので修正する。

協議会としての移植の考え方の検討と助成事業運営の工程に関する意見

- ・スケジュールはもっと前倒しにした方がよい。
- ・次年度の助成募集に間に合わないときは、審査基準と判断材料を提示するのがよい。
- ・協議会はサンゴ礁保全に関係する個人・団体がいろいろな考え方を持ちながらサンゴ礁保全に取り組むということを決めた。サンゴ礁保全の定義が様々なのに、移植はこうあるべきという議論をしなければならないという考え方が出てくることに違和感がある。これは、協議会の方針にも関わることなので慎重に考えた方がよい。
- ・移植については様々な考え方があるため、移植そのものについて賛否を下すのではなく、どのような移植に助成するか、基本的な方針や枠組みを決めてはどうか。サンゴ移植の何を話し合うのか、助成の対象とすべきなのか、すべきであるとすれば、どのようなことをワーキンググループで話し合うかを理事会で議論した方がよい。
- ・理事の中でもサンゴ移植に対する考え方が様々あるので、どのような考え方があるか整理してから、ワーキンググループの作業をはじめた方がよい。
- ・ワーキンググループには、移植に関して、審査基準と判断材料を作成して欲しい。
- ・移植に関して、どのような審査項目やポイントがあるかワーキンググループで整理し、募集要項にも記述できることがよい。
- ・サンゴ移植に関する審査をする際に、移植に対する意見など最新の議論の流れを把握する必要性を感じた。移植に反対する人の意見や背景が分からないと判断しにくいこともあると思う。

②助成事業（牧野梓）と協議会との連携について

- ・次の通り進めていくことが承認された。
進め方：企画委員会が牧野さんと連絡を取り合いながら、内容を詰めていく。理事や会員の協力が必要なときは、その都度調整する。
担当：企画委員会
スケジュール：開催はスケジュールは企画委員会と牧野さんで調整する。

(3) 理事会メーリングリスト評決細則の作成

メーリングリスト評決細則について

- ・第5条の「過半数の表決が必要とする」を「過半数の表決を必要とする」に修正。
- ・附則に施行する日を入れる（この細則は〇〇年〇〇月〇〇日から施行する）。
- ・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会メーリングリスト評決細則が承認された。

確認事項等

- ・理事会メーリングリストで、評決に関する議論しかできないということではないので、メーリングリストではどのような議論をしてもよい。しかし、評決に関することは、件名に必ず「提案・評決・意見」と明記することに注意して欲しい。
- ・表決を表明しない理事会構成員は、理事会構成員の総数に含めないが、表決辞退は総数に含める。
- ・火曜日に議案が提案された場合、次の月曜日を発案日として計算し、発案日から7日間を審議期間とする。
- ・審議の流れ：議案として取り上げるように提案する→議長が月曜日に審議にかける→7日間後に議決する

理事会運営要綱について

- ・附則に施行する日を入れる（この要綱は〇〇年〇〇月〇〇日から施行する）。
- ・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱の改正が承認された。

(4) 規約改正（規約、細則、規則）

- ・規約の改正は総会での承認が必要なので、総会まで引き続き議論していく。
- ・監査役の新たな役割の業務監査は、規約通りに仕事が行われているかとか、決裁事項はしかるべき審議を経ているかを監査することとする。
- ・理事会へ議案を提案できる者に、監査役は含めない。
- ・組織体制のイメージの「議論を行う」は修正する。
- ・沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則は細則のままとする。

(5) 平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業の検討

- ・助成事業の課題とその対応の表の6番目の項目について、対応部分の「(1) 審査員の選定、委嘱」は、「(1) 審査員の選定、理事会で承認、委嘱」と修正する。「(4) 協議会会長が理事会へ審議依頼」は、「(4) 協議会会長が理事会へ承認依頼」と修正する。
- ・助成事業の課題とその対応の表をもとに、実施要綱、実施要領、募集要領を修正する。理事会での議論・承認等をふまえ、修正する。
- ・理事であることは、助成事業への申請を制限しないことが理事会で承認された。
- ・スケジュールについてはメール等で確認する。
- ・助成申請の審査は、審査会で行い、必要のないヒアリングは行わないことが承認された。

平成24年度サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援助成事業の検討に関する意見

- ・「今後は、理事は申請できないようにする。」ことに対して反対。理由は、サンゴ礁保全を目的として協議会に関わっているのに、理事になったら応募できないというのはやりすぎだと思う。また、申請できない代わりに、主催・共催・協賛として申請できるようにすることも平等でない。
- ・理事が申請できないようにすると、理事が関係する団体が申請することは実質的には可能であったり、理事が少しでも関わっている団体や活動が申請できないようになるなどの心配が出てくる。
- ・理事は申請者にはなれないとしてはどうか。
- ・審査会での公平で厳格な審議を前提とし、理事が申請者となれる場合、理事は審査員を辞退するか、申請案件について判断しないこと（審査の内容について知らない状況）とすれば、審査可能。
- ・移植のガイドラインができるまでは移植に関する申請を受け付けないということに反対。
- ・助成条件をつける場合、申請者が条件を拒否したら不採択とするのではなく、申請者と事務局で一定期間の調整をした後に、採択・不採択の決定をしたほうがよい。
- ・営利活動を目的とした申請については、活動を継続していくために必要最低限という程度の収入を営利とするかどうか申請者の判断が難しい場合があると思う。
- ・「サンゴ礁保全に結びつかない申請」は、「審査会がサンゴ礁保全に結びつかないと判断した申請」と修正した方がよい。
- ・理事が助成募集要領の作成に関わっていることが平等でないということは、一回目の募集が終わり、次年度も募集があると容易に予想できるため、不公平でない。